

# さいたま市の学校評議員

## 学校評議員 について

さいたま市では、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を結集し、連携・協力しながら、豊かな心を持ち、たくましく生きる児童生徒の健全な育成を図るため、学校教育に保護者や地域住民の意見や考え方等を反映させ、学校教育への理解協力を求めながら、開かれた学校づくりを目指しています。学校評議員はこの目的を実現させる制度です。

平成16年度、市立の全幼・小・中・高等・特別支援学校において学校評議員を設置し、学校運営に対する支援を行う体制を整備しました。

今後とも、家庭・地域に開かれた、特色ある学校づくりを目指し、学校評議員の一層の充実を図るため、各学校を支援してまいります。

### 学校教育法施行規則

- 第49条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
  - 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

### さいたま市立小中学校管理規則

- 第26条の2 学校に、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べることができる。
  - 3 学校評議員は、校長の推薦に基づき委員会が委嘱するものとする。
  - 4 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。
  - 5 前各項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

※幼稚園・中・高等・特別支援学校はこれに準じる。

さいたま市教育委員会 学校教育部 指導1課

住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話: 048-829-1660・1661 FAX: 048-829-1989

E-Mail: [kyoiku-shido1@city.saitama.lg.jp](mailto:kyoiku-shido1@city.saitama.lg.jp)